

# 介護保険負担限度額 認定申請のお知らせ

介護保険サービスを利用している  
市民税非課税世帯で預貯金などの金  
額が基準額以下の人を対象に、施設  
などを利用する際  
の費用負担を軽減  
する制度があります。



## ■軽減の対象となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホ  
ム、介護老人保健施設など）入所サー  
ビスおよびショートステイ利用時の、  
食費と居住費（滞在費）です。デイサー  
ビスやその他サービスを利用した時  
の費用は対象なりません。

また、軽減額は対象者の収入や利  
用する施設の居室により異なります  
の、お問い合わせください。

## ■軽減を受けるには

市に申請して軽減の対象者として  
認定を受ける必要があります。介護  
保険被保険者証、印鑑、預貯金通帳  
などの申請日直近2か月以内の残高  
が確認できる書類（配偶者がいる人

は配偶者名義の書類も必要、マイナ  
ンバーカードまたは通知カードを持  
参し、手続きしてください。

軽減の対象者には「介護保険負担  
限度額認定証」を交付しますので、  
サービスを受ける施設に提示してく  
ださい。

## ■認定証の有効期間と更新手続き

認定証の有効期間は、申請月の初  
日から7月31日までです。引き続き  
軽減を受けるためには、更新手続き  
が必要です。なお、平成30年度に認  
定を受けていた人には、6月中旬に  
更新申請の案内を送付しています。

8月1日から使える新しい認定証  
は7月末ごろに送付します。なお、  
介護保険施設に入所している人には、  
直接施設に送付する場合があります。

## ●問い合わせ・申請先

介護高齢課介護保険室  
☎53・2111  
（内線3411、3412）  
または各支所地域振興課地域福祉室

# 「災害時見守りカード」を作成して 災害時に備えましょう

近年、多くの自然災害が発生して  
います。市では、災害時に1人では  
避難することが難しい高齢者や障が  
い者（災害時避難行動要支援者）に  
対する支援の体制づくりを進めてい  
ます。

## ■災害時避難行動要支援者支援とは

地震や水害などの災害の際に、自  
力での避難が困難な要支援者を地域  
の助け合いで守ろうという取り組み  
をいいます。

要支援者を災害から守るには、ど  
のような支援が必要かを町内や集落  
などの自治会、自主防災会で事前に  
話し合い、「支援する側」と「支援さ  
れる側」とで互いに申し合わせて  
おくことが重要です。

## ■災害時見守りカードの作成

災害時に要支援者をスムーズに支  
援するためには、本人の同意を得た  
上で、体の状態や病気の有無、緊急  
連絡先などの情報を確認し、避難時  
の支援体制などを事前に決めておく  
必要があります。その内容を「災害  
時見守りカード」にまとめ、市、自

治会（区長）、民生委員で情報を共有  
し、災害時に備えることにしています。  
今年度も、新たな要支援者の把握  
や見守りカード作りを自治会などが  
中心となつて行う予定です。

## ■顔のわかる人との助け合い

災害時には、  
要支援者は孤  
立し不安にな  
ります。こん  
な時に頼りに  
なるのが町  
内・集落の顔  
の分かる人同  
士やご近所との助け合いです。  
普段の生活から地域の人と積極的  
にコミュニケーションを図りながら、  
助け合いの力を高め、災害時避難行  
動要支援者支援の体制づくりを進め  
ましょう。



## ●問い合わせ

介護高齢課高齢者支援室  
☎53・2111（内線3420）